

やさしい中学公民 5-2 その 1(p89~100)チェック問題 氏名

- (1) 国会を構成する2つの議院とは〔① と 〕である。国会は国権の〔② 機関〕であり、国の唯一の〔③ 機関〕である。
- (2) 国会の仕事は次のとおりである。〔① 〕を制定すること、国会議員の中から〔② 〕を指名すること、衆議院による内閣信任・不信任の決議、〔③ 〕の発議。裁判官を裁判するための〔④ 〕を設けること、内閣が作成し提出した〔⑤ 〕の審議と議決、内閣が外国と調印した〔⑥ 〕を承認すること、などである。また内閣などが正しい政治を行っているか調査するために情報を集めるための権限である〔⑦ 権〕も持っている。
- (3) 国会は2つの院で構成されている。これを〔① 制〕という。現在の日本において国会は〔② 衆議院と貴族院 / 衆議院と参議院 〕で構成されている。
- (4) 衆議院と参議院では〔① 衆議院 / 参議院 〕の優越が認められている。議員数は、衆議院が〔② 人〕、参議院が〔③ 人〕である。任期は、衆議院が〔④ 年〕、参議院が〔⑤ 年〕である。被選挙権は、衆議院が満〔⑥ 歳〕以上、参議院が満〔⑦ 歳〕以上である。
- (5) 〔① 衆議院 / 参議院 〕の優越が認められているのは、「〔② 〕が短く、〔③ 〕があるため、国民の意思をより正確に反映できるから」である。また「条約の承認、内閣総理大臣の指名、法律の制定、予算の議決」を緊急性の高い順に並べると〔④ → → → 〕となる。

(1)① 衆議院と参議院	(1)② 最高機関	(1)③ 立法機関
(2)① 法律	(2)② 内閣総理大臣	(2)③ 憲法改正
(2)④ 弾劾裁判所	(2)⑤ 予算案	(2)⑥ 条約
(2)⑦ 国政調査権	(3)① 二院制	(3)② 衆議院と参議院
(4)① 衆議院	(4)② 465人	(4)③ 248人
(4)④ 4年	(4)⑤ 6年	(4)⑥ 25歳
(4)⑦ 30歳	(5)① 衆議院	(5)② 任期
(5)③ 解散	(5)④ 内閣総理大臣の指名→予算の議決→条約の承認→法律の制定	